東京ジャーミイ金曜日のホタバ
2005 年 11 月 18 日

人間の権利

親愛なるムスリムの皆様。　社会の中で生きる人々はいくつかの権利を持ち、いくつかの責任を負います。この権利に敬意を払うこと、責任を果たすことは皆の共同の務めです。権利というと、守られなければならない価値、人や集団の権利が思い浮かびます。崇高な教えイスラームは、民族、性別、信仰によって区別されず、全ての人々の権利が、神聖で侵すべからざるものであると認め、この権利の侵害に対して、物質的、精神的な様々な制裁を定めています。

人にとってまず大切な権利は、生きる権利です。この権利を侵害する攻撃は、私たちの教えでは大きな罪だと見なされています。忘れてはいけないことは、人の誇りを傷つけ、名誉を毀損するようなことを話すこと、あるいはそれと同様の意味を持つ様々な振舞いも、それぞれが、しもべである人間の権利を侵害するものである、ということです。クルアーンでは、複数の章句で、非難中傷、陰口、他人のプライバシーの侵害、秘密にしていることを探ること、悪い呼び名をつけること、からかうことなどの醜い振舞いが禁じられているのです。

崇高なるアッラーは、「あなたがたの間で、不法にあなたがたの財産を貪ってはならない。」（雌牛章第１８８節）とおおせられ、人々の間でごまかしや悪い企て、盗み、信託物への侵害、賄賂といった正しくない手段で御互いの財産を貪ること、権利を侵害することを禁じられておられます。

親愛なる兄弟姉妹の皆様。人間の権利の侵害の原因となり、イスラームが禁じている多くのよくない振舞いが存在します。命を奪うこと、暴行すること、人の名誉と誇りに泥を塗ること、だますこと、悪事を企てること、借金を約束どおりに返さないこと、孤児の権利を奪うこと、傷つけること、盗むことといったような振舞いも、人の権利の侵害です。また、空気や水や土地を汚染すること、周囲に汚染された廃棄物を垂れ流すこと、地に唾をすること、タバコの吸殻や乾物の殻などを投げ捨てること、交通規則を守らないこと、大音響で音楽を聴き、近所の人たちに苦痛を与えること、汚れた服や靴下で礼拝堂に入ることなどもまた、それぞれが権利の侵害です。同様に、集団の財産を浪費すること、不法に電気や水を使うこと、税金を払わないこと、職権の濫用や贈収賄といった行為も、真のムスリムが決して行なってはいけない、権利の侵害なのです。さらには、動物たちも権利を持っていること、その権利の侵害についても責任を問われるのだということを忘れずにいましょう。

親愛なる信者の皆様。この世界における生を台無しにしないため、また、一切の区別が通用せず、正と悪が明らかにされる審判の日につらい思いをしないために、人や集団の権利について敏感であるようにしましょう。皆の権利に敬意を払いましょう。人の権利を侵したままアッラーの御前に召されることがないようにしましょう。人の権利を侵害した場合、その人の許しがなければアッラーもお許しになられないということを認識しておきましょう。預言者ムハンマドは、聖ハディースで、次のようにおっしゃっておられるのです。「人は、礼拝や断食や喜捨といったイバーダを果たしてアッラーの御前に召される。しかし、誰かの権利を侵害し、血を流させ、誰かの財産を貪り、誰かについて中傷をした、このような状況に対して、その人がイバーダによって得た善行がその人から取り上げられ、権利を侵した相手に与えられる。もし、イバーダや善行が、その人が侵害した人々の権利に対して与えられるのに足りなければ、彼らの罪が取り除かれ、権利を侵害した人に罪が負わせられる。このようにして善行が減らされ、罪が増やされ、それによって善行が罪を下回り、地獄へ送られるのだ。」